

富岡町議会全員協議会日程

日時：平成31年2月26日

時間：原子力特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後 1時00分

出席議員（14名）

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	渡辺正道君	3番	高野匠美君
4番	渡辺高一君	5番	堀本典明君
6番	早川恒久君	7番	遠藤一善君
8番	安藤正純君	9番	宇佐神幸一君
10番	高野泰君	11番	黒澤英男君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直人君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	小林元一君
健康福祉課長	植杉昭弘君
住民課長	杉本良君
参事兼 生活環境課長	石井和弘君
産業振興課長	猪狩力君
復興推進課長	黒沢真也君

復旧課長	三	瓶	清	一	君
教育総務課長	飯	塚	裕	之	君
拠点整備課長	竹	原	信	也	君
郡山支所長	斉	藤	一	宏	君
参事兼 いわき支所長	三	瓶	雅	弘	君
主幹兼 企画課課長補佐	遊	佐	昌	志	君
総務課課長補佐	遠	藤	博	生	君
企画課課長補佐 兼広報係	畠	山	信	也	君
税務課課長補佐 兼固定資産係	猪	狩	勝	美	君
復旧課課長補佐	大	森	研	一	君
総務課管財係長	坂	本	功	一	君
産業振興課長 商工係	門	馬		健	君
健康福祉課長 介護保険係	安	藤		崇	君

職務のための出席者

議事 会務局長	志	賀	智	秀
議事 会務係局長	大	和	田	豊
議事 会務係主査	杉	本	亜	季

説明のため出席した者

- 【1. 除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋立処分事業について】

環境省福島地方 環境事務所長	中	尾		豊	君
環境省福島地方 環境再生部 廃棄物対策調整官	伊	藤	隆	晃	君

環境省福島地方 環境事務所・ 環境再生部 廃棄物対策課 環境再生課長	須	田	恵	理	子	君
環境省福島地方 環境事務所・ 環境再生部 廃棄物対策課 環境再生課 拠点区域事業官 交渉専門官	中	川	春	菜	君	君
環境省福島地方 環境事務所・ 環境再生部 廃棄物対策課 環境再生課 建物解体廃棄物 処理推進室室長	江	藤	文	香	君	君
環境省福島地方 環境事務所・ 環境再生部 廃棄物対策課 放射能汚染 廃棄物対策課長	水	田	精	一	君	君
環境省福島地方 環境事務所・ 環境再生部 廃棄物対策課 放射能汚染 廃棄物対策課 特定廃棄物処 理推進室室長	高	木	恒	輝	君	君
環境省福島地方 環境事務所・ 環境再生部 廃棄物対策課 放射能汚染 廃棄物対策課 滞留廃棄物対策 室長	島	田	智	寛	君	君
環境省福島地方 環境事務所 中間貯蔵部輸送課 長	二	井	幸	徳	君	君

付議事件

1. 除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋立処分事業について（環境省）
2. 富岡町借上げ型町営住宅条例等について（総務課）
3. 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成31年度の町税等の減免に関する条例について（税務課）

4. 特定復興再生拠点区域における先行解除の範囲（案）について（企画課）

5. 地域交流館整備事業について（産業振興課）

6. 共生型サポート拠点（仮称）整備事業について（健康福祉課）

その他

・ 特定復興再生拠点区域内の上下水道施設使用再開目標時期の設定について（復旧課）

開 会 (午後 1時00分)

○議長(塚野芳美君) それでは、ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名、欠席議員はありません。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、環境省職員の皆さん並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長(宮本皓一君) 大変ご苦勞さまでございます。議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、環境省から除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋立処分事業についての説明を受けるとともに、町からは3月定例会への提出を予定しております条例の新規制定案件に係る説明といたしまして、富岡町借上げ型町営住宅条例等について、富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成31年度の町税等の減免に関する条例についての2件、昨年3月に認定いただいた特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、2020年3月のJR常磐線再開通に向けた先行解除の範囲設定に関する考え方の説明といたしまして、特定復興再生拠点区域における先行解除の範囲(案)についての1件、地域交流館整備事業について、共生型サポート拠点(仮称)整備事業についての2件、その他といたしまして、特定復興再生拠点区域内の上下水道施設使用再開目標時期の設定についての1件であります。それぞれの案件につきましては、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様のお叱咤のないご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(塚野芳美君) 次に、説明のために環境省職員の皆様がお出席されておりますので、代表いたします。中尾福島地方環境事務所次長よりご挨拶をいただきたいと思います。

中尾さん。

○環境省福島地方環境事務所次長(中尾 豊君) 本日は、ご多忙の中お時間をいただきまして、まことにありがとうございます。まず、ご説明の前に、2月4日になりますけれども、双葉町の中間貯蔵施設工事におきまして、死亡事故が発生いたしました。その件につきまして、皆様方にご不安を与えていること、まことに申しわけなく思いますので、この場をおかりしておわび申し上げたいと思います。

この事故につきましては、木材の伐採作業を行っていたところ、倒木の下敷きになったものということでございます。現在環境省の中では事故調査委員会を開きまして、また協定に基づく県と両町との間の環境安全委員会というものを開催して、再発防止策を検討しているところでございます。このような事故を起こさないように再発防止に徹底してまいりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

本日は、お時間いただきまして、除染、解体工事の状況及び災害廃棄物の処理、また中間貯蔵施設への輸送の状況、特定廃棄物の埋め立て処分の状況につきましてご説明させていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございます。

それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋立処分事業についての説明をお願いいたします。

須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） 福島地方環境事務所の須田です。どうぞよろしく願いいたします。

説明は、着座でよろしいでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 説明は、着座で結構です。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） では、全員協議会資料1ということで、除染・解体工事の状況及び災害廃棄物の処理についてと書いてある資料、1ページをおめくりください。まず、除染、解体の状況からご説明をいたします。平成30年度の除染工事等の実施状況でございますけれども、夜の森の先行地区の除染につきましては、30年度後半の解体着手画地、それから未同意画地など一部の案件を除きまして、完了してございます。

フォローアップ除染につきましては、町民の方からお問い合わせがあった案件、514件のうち477件について対応完了。それから、事後モニタリング結果からの抽出案件、主に宅地隣接森林からの影響が疑われる案件でございますけれども、対象600件のうち529件の対応が完了してございます。残りの案件についても引き続き解体の進捗状況なども歩調を合わせながら進めていきたいと考えてございます。

それから、事後モニタリングにつきましては、今年度避難指示解除済みエリアを対象といたしまして、実施してございます。現在、測定結果整理中でございます。整理できたものから関係人の方へのご報告は順次差し上げてございますが、全体の整理がまだ終わってございませんので、この場へのご報告は整理が済み次第ということでお願いしたいと思っております。

それから、2ページに参ります。建物解体工事でございます。まず、解体申請件数でございますけれども、1ぽつのところで現時点までの解体申請総数ということで、解除済み区域で2,847件、夜の森の先行区域で209件、合計で3,056件となっております。これに対しまして、昨年度、平成29年度までの解体実績は2,144件となっておりまして、残り912件を30年度、今年度以降の工事に対応することとしてございます。

今年度の工事、2つ目の緑のバーのところでございますけれども、これまでに421件の解体を完了してございます。年度末まで工事を進めると、これが521件ほど解体が完了する見込みとなっております。

います。

912件に対して521件今年度対応するとなりますと、全件対応できないということでございますので、こちらについては現在公告中の31年度の解体工事で対応していきたいと考えてございます。これについては現在公告中で、工期についてはことし12月27日までという予定をしてございます。解除済みエリアにおける解体工事については、来年度工事で最終工事となりますため、今後3者立ち会いなどを行う案件もございませけれども、来年度工事で実施できる案件について対応していきたいと考えてございます。

3ページに参ります。復興再生拠点区域の除染及び建物解体についてです。4ページの地図とあわせてごらんいただきたいと思っております。まず、事前調査、同意取得、それから建物解体の申請の状況でございますけれども、A地区、4ページの地図の青いエリアでございますが、こちらの同意取得については66%まで上がってきてございます。B、C地区の事前調査及び同意取得については、現在業務を公告しているところでございまして、契約でき次第、事前調査及び同意取得の業務を進めてまいりたいと考えてございます。それから、建物解体申請については、A、B、C地区合計で248件となっております。

これに対しまして、工事の進捗でございますが、除染については公道、夜の森つつみ公園、新田団地、その他約50画地について除染を実施中もしくは実施済みとなっております。解体については、3者立会済みが92件、そして現場着手が13件ということで徐々に進んできております。

除染、解体については以上です。

○議長（塚野芳美君） 水田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課課長（水田精一君）
環境省福島地方環境事務所の水田でございます。よろしく願いいたします。失礼して着座にて説明させていただきます。

5ページの片付けごみ回収事業についてご説明いたします。1つは、避難指示解除済み区域でございますが、環境省が実施しております住宅等の片付けごみ回収事業及びステーションごみ回収事業、戸別回収とステーション回収事業でございますけれども、今年度で終了するということとなりますので、よろしく願いいたします。片付けごみ回収事業につきましては、申し込み期限3月の19日までお申し込みいただきましたものについては回収いたしますので、ぜひともこの3月19日までにお申し込みいただけるようお願いいたします。31年度のごみ回収体制につきましては、震災以前と同様の体制でごみ回収が行われる予定となっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、特定復興再生拠点区域と帰還困難区域でございますけれども、まず1つは特定復興再生拠点につきましては本年度と同様に、住宅等の片付けごみ回収事業及びステーション回収事業を引き続き実施いたします。次に、帰還困難区域につきましては、これも本年度と同じようにステーションのごみ回収事業を引き続き実施することとなりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 二井さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（二井幸徳君） 私からは、中間貯蔵施設事業の本年度の進捗状況及び来年度の実施計画について説明させていただきます。

その前に、中間貯蔵施設事業に関してですが、先ほど私どもの次長より2月4日の中間貯蔵施設内での事故につきまして、中間貯蔵の担当として改めておわび申し上げます。今後気をつけて、輸送に関しても安全第一で進めていきたいと思っております。

それでは、座ってご説明いたします。めくっていただきまして、6ページでございます。本年度の輸送の状況ということでございます。昨年度までの輸送状況79万、それから本年度は180万㎡ということで予定しております。これまで大きな事故もなく、安全に進めてきたところでございます。

現在のところ、全体で158万3,000㎡を運んでいるところでございます。このままの推移でいきますと、何とかその計画に到達するのではないかと考えているところでございます。

また、富岡町につきましても計画16万2,000に対しまして、14万5,000というところでございます。2月でおおむね15万㎡を運ぶということで、おおむね計画どおり進むということを見ているところでございます。

続きまして、今年度の主な輸送の仮置き場でございます。あと、全部で8カ所ございますが、下の残り3カ所ということでございます。これにつきましても順次、好天に恵まれ、円滑に進んでいるところでございます。

下にございますが、ここが現在運んでいるルートでございます。これについても中間貯蔵、エコテック等関係者で交通ルールを守りながら、安全に輸送しているところでございます。引き続き安全に輸送してまいりたいと思っております。

続きまして、9ページ目でございます。来年度の実施計画でございます。富岡町からは、40万6,000㎡を搬出する予定でございます。全体で8カ所でございますが、一番上の松ノ前仮置き場①につきましては、ちょっと前倒しで3月上旬から輸送する予定でございます。この仮置き場からは、11万㎡を搬出する予定でございます。

ルートにつきましては下に、次のページ、10ページでございます。左側でございますように、6号線沿いから徐々に中に回送していくというふうな方向で輸送する予定でございます。引き続き安全に取り組んでいきたいと思っております。

最後に、来年度の輸送のルートでございます。これにつきまして、現在常磐道を主に県道36号、35号、東に向かう36号、それから北上する35号ということでルートを使わせていただいておりますが、ことしの3月末に大熊インターが開通するというので、今後の輸送ルートにつきましては、当面の間はまずは中通りのものにつきましては双葉に入るわけでございますが、これについては当面の間大熊インターと富岡インターを併用させていただきたいと思っております。この富岡インターのところでございますが、富岡インターでおまして、東側に36号線から6号に向かうルートと、

それからそのまま左に行きまして、35号に上がるルートがございましたが、4月以降につきましては当面富岡インターからは36号に行き、6号を上るルートのみということで、今年度の輸送車両を越えない範囲で当面の間輸送させていただきまして、徐々に大熊インターに移行していくということで、ルートで考えているところがございます。なお、右側でございますが、富岡町における輸送ルートにつきましては一方通行で、輸送については浜通りの浜街道を通過して、帰りについては6号を南下して下の部分から入るということで、一方通行で使用していくということでございます。来年も安全第一に輸送してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課特定廃棄物処分推進室室長（高木恒輝君） 私から特定廃棄物埋立処分事業の進捗について説明させていただきます。着座させていただきます。

12ページをごらんください。埋立処分事業の輸送・埋立の実績についてですが、1月末現在で搬入廃棄物の袋数としては5万7,000袋強、富岡町からは1万6,000袋程度を運んできております。順調に進んでいるところでございます。

来年度につきましても本年度までの搬出の考え方と同じく進めてまいりまして、全体で約5万袋程度、富岡町内からは深谷国有林内の施設から計1万5,000袋程度を搬出する予定と考えております。

右側にルートを載せておりますけれども、今年度までは毛萱、仏浜地区からの輸送もございましたが、来年度以降、深谷国有林内の施設からのみということとなっております。

左側の2ぽつ目、3ぽつ目につきましては、これは搬入開始前にご説明したとおり、富岡町内からの搬出については、搬出開始からおおむね三、四年をめどに完了。また、輸送車両につきましても台数としましてはこれまでと同様、国道6号において平均30台程度、また最大65台程度になる見込みでございます。

また、13ページ、環境モニタリングの結果について、これは毎回説明させていただいておるものがございますけれども、敷地境界における空間線量率につきましても搬入に伴って空間線量率が上昇しているということは見られておりません。また、河川水中、下流、六反田川、紅葉川の河川水中の放射濃度につきましても全て検出下限値未満ということで進んでおります。

おめくりいただきますと、見開きになっていまして、富岡町のみなさまへ。埋立処分事業に関するお知らせという紙がございます。この紙と、もう一回めくっていただくと、リプルンふくしまの見開きになっておりますが、それぞれ裏表のチラシとしまして、3月の富岡町の広報紙、お知らせ版に折り込みさせていただいて、町民の皆様にご案内させていただく予定でございます。

最初の埋立処分事業に関するお知らせにつきましては、ただいまご説明しました事業の進捗、搬入量、袋数ですとか、またモニタリングの結果、また来年度の輸送についてのご説明をしております。

また、リプルンふくしまの案内チラシにつきましては、とりわけ今月、2月の9日に延べ来館者1万人ということで達成いたしましたので、その内容についてお知らせするとともに、また埋め立て処分施設の一般見学につきましても1,000人を超えているというところで多くの方々に確認いただいていますということをご説明し、引き続きいろんな方にいらしていただきたいということで、こういったチラシをまきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（塚野芳美君） 二井さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（二井幸徳君） 先ほどご説明いたしました資料の中の11ページでございます。ちょっと表がずれておりまして、大変申しわけございません。中央部の青い道路の36号の部分が下の黄色い部分に隠れたように見えますが、そこにずれておりましたので、改めて訂正させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。インターがずれておりまして、もうちょっと下の段になっておりまして、申しわけございませんでした。

○議長（塚野芳美君） ということですので、よろしくお願ひします。

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ただいまの説明に対して質疑を承りますので。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 建物の解体のまだ未解体というのか、かなり912件から521を引くと400件弱くらい残っていると思うのですけれども、今被災者再建支援金とか期限があるものですから、できるだけ建物の所有者から見れば、早く解体してもらいたいのです。幸いことし4月10日だったものが1年間延びたので、胸をなでおろしている人も多いと思うのだけれども、いろいろ理由はあると思うのです、この未解体というか。解除になったところは、もうとっくに解体していなければならないし、環境省がいつまでも解体してくれるというのは、去年3月いっぱいだったのが、ことし1年間延ばしてくれたと。そういう経歴もありますけれども、やはりこの業者で例えば組数が少ないのか、建物を解体希望している人が、うちの父ちゃんにも見せたいから、もうちょっと待ってくれとか、いろんな理由があるのか。何かいろいろ理由はあるみたいだけれども、もう少しスピードアップしてやっけないと、いろんなことに間に合わなくなってくる人が出てくるのではないかと思うのですが、その辺、中尾さん、スピードアップしてもらおう約束できませんか。

○議長（塚野芳美君） 中尾さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（中尾 豊君） ご質問ありがとうございます。ご指摘のように解体につきましては、昨年の3月末まで受け付け窓口を設けさせていただいております、特段事情がある場合には応じているという状況でございます。来年からは、固定資産税が発生するということがございますので、来年度事業につきましては工期を12月27日までと区切って発注させていただきたいと考えてございます。そのためには、スピードアップ当然ながらしていきたいと思っております。また、も

しどうしても特段の事情があるという場合でも速やかにご相談いただきますようお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 工事のおくれ、これはやむを得ない事情があるかもしれないけれども、例えば解体の申し込みをした時点でセーフというようなルールをつくっておかないと、やはりその業者の人の都合でまだまだ解体間に合わなくて、例えばそういういろんなルールに届かなかったという人が出てくる可能性があるのです、できれば申し込みした日をもってオーケーだよと、そういうルールも考えるべきかなと思うのですが、中尾さん、どうですか。

○議長（塚野芳美君） 中尾さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（中尾 豊君） ありがとうございます。ご指摘のようなことを今までもやってきたところでございます。ただ、他方で解体の工事につきましては、一定の期間が準備期間として必要になってまいります。申請いただいてからご相談させていただきまして、詳細に調べさせていただき、また3者立ち会い、立会なども行いまして、その後工事の準備をして工事をするということで、半年程度はどうしても申請いただいてからかかることとなりますので、ぜひ速やかにそこは何かございましたらご相談いただければと考えているところでございます。本工事に間に合う解体申請案件につきましては、こちらの資料にございますように、対応させていただければと考えております。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 例えば元請にもっと組数をふやしてスピードアップしなさいとか、必ずその期限までは完了するような指導を行うということは約束できませんか。

○議長（塚野芳美君） 中尾さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（中尾 豊君） 先ほども答弁させていただきましたように、この12月27日までというのは必達目標だと考えてございますので、そこは我々からもJVをよく指導していきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） 1点ほど、5ページの片づけごみ回収についてなのですが、内容的には4月から広域での回収も始まるので、理解はするのですが、前も出たと思うのですが、各自が立ち木を処分した場合、その立ち木についての撤去を片づけごみとしていくのか。もししていくのであれば、立ち木に対しての線量の問題もあると思うのですが、立ち木については片づけごみという形で3月以降はやらないのでしょうか。どうですか。

○議長（塚野芳美君） 伊藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部調整官（伊藤隆晃君） 立ち木についてご質問

いただきました。4月以降は、立ち木も含めて生活ごみということで、一般廃棄物として扱われることになってまいりますので、こちらは双葉広域組合の南部衛生センターで受け入れていただくこととなります。ただ、受け入れに当たっては、一定の大きさ以下にしていただくというような処理が必要になってまいりますけれども、双葉広域組合には私どももずっと確認をさせていただきましたが、4月以降受け入れていただくことができるということで、処理先については確保されているものと考えております。

あと、今線量の問題ということでご指摘ありましたけれども、こちらでも避難指示が解除された区域ということであれば受け入れをしていただけると伺っているところであります。

○議長（塚野芳美君） 9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） なぜこのような質問したかというのは、基本的に立ち木については昔から環境省、林野庁とも協議しながらという形で進めていっていると思うのですが、林野庁で2019年に今の立ち木の状況のモニタリングを含めた形の報告のものが幾つか出ております。その中において、杉というものについてはまだ若干高目の傾向が見られるという形も記載されているという状況、ここにも書いてあるのですが、そういう状況下において立ち木を処分というと、やっぱり線量が高いという意味であれば、除染に合うかどうか、環境省の除染の立場で考えると、それは撤去するのが本来の趣旨ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 伊藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部調整官（伊藤隆晃君） 林野庁などで立ち木の放射性物質濃度の調査などが行われることも承知しております。最近の調査について申し上げますと、原発事故当時に樹木に付着した放射性物質の90%以上が雨などで洗い流されているということでありまして、葉や枝などに付着している放射性物質は平成29年の時点で全体の5%以下になったという調査結果もございます。また、材、樹皮の下の心材でありますけれども、材への移行は2%以下であったという報告もございまして、一般的には濃度が大幅低くなっていると承知していますが、ただ、今ご指摘あったように、一部の樹木の樹皮などで高い濃度が出たという結果があることも一方では承知してございます。万一なのですが、高線量で双葉広域組合では引き取れないという場合が出てきた場合には、指定廃棄物ということで一定の濃度以上あるものについては国に処理責任がございまして、仮にそのような場合が出てきた場合には指定の申請をしていただき、高線量のものについては環境省で引き取らせていただくということもございまして。

○議長（塚野芳美君） 9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） 今の中で一応申請をしていただいているのですが、実際的に申請する前に、まずあるというものが現実表示されているわけですね、杉のところにあると。であれば、基本的に立ち木を処分するに当たって環境省でみずから調査し、はっきり言えば町民から申請するのではなくて、みずから行動に移るべきだと思うのですが、どうですか。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） 除染すべきではというご意見と理解しますと、前から申し上げているとおり、除染については従前あったもの、事故前からあったものについては伐採撤去しないということでやらせていただいております。仮にその木が線源になって空間線量に影響しているということがございますれば、現地調査してできる対応をしていきたいと。ただ、その場合でも、先ほど伊藤から申し上げましたとおり、主な放射性物質は地面に落ちているということがございますので、地面の対応をする、土を剥ぐといった対応になるかと思えます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 3ページの事前の同意取得のところでちょっと確認をしたいのですが、復興拠点の中のA地区の同意取得の中で、同意を迷っている人が、これ解体申請の受け付けとも一緒に書いてあるのですが、3月までに解体をするのか、まだ悩んでいるのか。まだ検討中という項目がなしで、白黒つけてくれて言われた人が複数おまして、非常にどうしたらいいか悩んでいる相談があったのですが、その辺についてどのような形で同意取得の業者に話をしているのかちょっと確認させてください。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） 同意取得の際に解体意向があるかどうか、あるいは迷われているのか、そういうことを確認してくださいという指示は出してございます。ただ、迷われているものをどちらか早く決断してくださいというような督促はしないようにしておりますけれども、もしそういった事例があるということであれば、改めて指導していきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 現実にあったことですので、その辺はきちっと、当然複数の班でやっているのかもしれませんが、その辺は徹底していただかないと、ただでさえ自由に立ち入りできない状態でどうしていいかわからない人が結構いますので、そここのところもうちょっときちっとしないと、少なくとも除染の同意取得は進めていただいて、解体については少し決まっていないという方向でいかなと、なかなか同意が進まない状況になると思いますので、その辺はもう一度同意取得をしているところにきちっとしていただきたいですし、事前にちょっと話をしていたので、その辺確認はとれていないのですか。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） そういったご指摘があったということは話を伺ってございました。改めてそのようなことがないようにというふ

うな指導はしてまいりましたけれども、今回改めてお話をいただきましたので、もう一度周知をしてまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 除染なら除染の部分で降り注いだ面的な放射能の除去が大前提で除染作業をやっているのだろうけれども、その以前に雨水、といから流れて建物の下に浸透したやつ、なおかつ大した震災がなかったから、リフォームして住む。あるときはかってみたら数値が高かった。環境省にお願いして追跡をかけたらば、雨水が建屋の下に浸透して行って、建屋の各部屋の線量が高くてちょっと住むのには住めない。しかも、一般的に1センチ、50センチ、1メートルの高さではかっていたときに、建屋の中は上に行けば行くほど大体が高い。それは、十二分わかっていると思うのだけれども、そうなったときに環境省が一生懸命建物の基礎の下はかりながら掘って行って、できる限りやってくれる。ただし、基礎が動くような除染の仕方はできない。さりとて、取らないと住めない。そうなったときに環境省では、今の状態では除染のスペシャリストとして、また国策の一環として全部撤去しなければならない立場にいるけれども、そういう事情でできない。そういうときには、どうすればいいのでしょうか。これがまず1点。

あと、庭木の伐採で広域、南部なら南部、北部なら北部で処理する。線量が何マイクロ、何ベクレルになっているのだから、ちょっと私わからないのだけれども、そうなったとき一個人が線量をはかって持っていくこともできない。戻ってきている人らが年配者なもので、だからそのときに富岡の窓口に言ってやれば、環境省で伐採50センチないし70センチ未満ぐらいにしたやつをはかって、広域と協定を結んでいるのであれば、それ以下だから、これは持って行っていいよって言ってやるぐらいの考えを持ってもらわないと、南部、楡葉まで持って行って、いや、高い、これは受け取られないって言われたらば、持っていった人たまげるでしょう。ああ、これ除染まだ終わっていないのだから。そこから辺の考え方、いまして町民に寄り添った確認の仕方、サービス考えてもらえないかということ。

あと、解体の手順の中で段階確認を複数回やると思うのだけれども、そのときに基礎を撤去する前に段階確認して、解体の上物の破片がない、なら基礎を起こしていい。起こした状態でくぼ地になる、これを荒整地して山砂ないし碎石で整地する。この後に事後測定しているみたいだけれども、この基礎を撤去したらばはかってくれないか、今後。雨水回っていて、高いところに埋めて、遮蔽して低いですよといったって、何かあって新築物件を掘削してやっていたらば、たまたま線量計を持っていてはかったらば、高かったわでは。これがまた直近の何年かの間ならいいけれども、5年も8年も過ぎて、そのころ環境省の除染関係がなくなっていたのでは誰が補償して撤去してくれるのだから。以上、その点答弁できるのだったら答弁してもらって、答弁できなかったら後日ちゃんと国の方針として提示してください。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須田恵理子君） 最初の点、除染で対応できない場合で、さらにまだ線量不安がある場合ということでございますけれども、それについてはおっしゃっていただいたとおり、除染でできないということが前提ですので、それは政府全体でそのご不安にどう対応していくかということだと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 伊藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部調整官（伊藤隆晃君） 木につきましては、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、細かくして持っていけば、解除済み区域のものであれば受け入れるということで今確認しておりますので、そのようなご対応をしていただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 江藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課建物解体廃棄物処理推進室室長（江藤文香君） 3点目についてお答え申し上げます。

解体の基礎撤去後のモニタリングについては、どこまで正式なルールとできるかは仕様書の改定等必要ですので、ちょっと検討させていただきたいと思っておりますが、ご指摘を踏まえまして、住民の方の不安のないような丁寧な線量測定をやってまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 立ち木伐採したやつは解除区域だから、線量高くないというのはないのだから、太い木々だって、町の象徴の桜の木だって地上4メートルまでしかやっていないのだから、除染は。ブラッシングにしろ、高圧洗浄にしろ、町の桜の木はGLから4メートルまでしかモデル除染も実施も何もやっていないから、それ以上はやっていないから。だから、8年たって雨水で流されてしまったって言いたいところなんだろうけれども、高いものは高いですから。だから、伐採したやつを持ち込む前に家主がちょっとはかってももらえないかって言ったら、はかってやるぐらいの考えを持ってくださいって言うだけ。持ち込んでから、高いからお持ち帰りですって言ったら、また騒ぎになるでしょう。このぐらいの優しさを持ってもらいたい。

あとは、基礎の撤去した状態で整地する前にはかるのは、今回正直私の自宅なのだ。一番最初14マイクロもあって、今も中で遮蔽したまま埋め戻してとまっているのだ。室内が高くて、戻って部屋に住めないのだ。余りこんなこと言いたくないのだけれども、リフォームして住むだけで何日か住んでいたのだけれども、これがわかって戻られないのだ、戻りたくても。私みたいな仮に23年3月11日、地震で土間だとか犬走りとか、そういうところから雨どいが抜けたりなんかして集中的にそこから入り込んで地下、地下って基礎下に入って滞留しているところが何件かあると思う。何件かで済めばいいけれども、何十件。今までやったところ、それなりに高かったら大変なことなの、これ。二千何件解体やっているけれども、みんなある程度の深さまで掘ってみて、はかるようになってしまう。だから、今からやるやつは基礎を撤去した時点で整地する前、埋め戻しする前に、なにも簡易のやつではかればいいのか。はかって、安心して埋め戻して、整地して引き渡してくれるところはやるべき

だし、高かったらすき取って。解体、除染なのだから、解除区域は別だろうけれども。こんなにかたいことばかり考えることないのではないか。安心して帰すこと考えてくれないか。どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 中尾さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（中尾 豊君） ご懸念、ご質問いただきまして、ありがとうございます。まず、ご自宅の件でございますけれども、かなり除染はさせていただきまして、木の下の構造物ということになってまいりますと、なかなかそこを撤去してしまうと建物の構造に響くということで、ちょっとそちらの対応はなかなか難しいところでございますけれども、線量全体といたしましては、除染を行わせていただきましたけれども、高いほうが線量が高いというような測定結果も出てまいりますので、またご相談に上がらせていただければと思います。

あと、庭木の伐採の件でございますけれども、除染推進員が空間線量などはかることができますので、それらによりまして、これは高そうだとということ、ご心配なときにはご相談いただきまして、線量率をはかることによって見ていくということ是可以するかと思いますので、ご相談いただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 私の自宅の件で本当に申しわけないのだけれども、同じ立場のところは今後出たりしたときのことはあるから、聞いた話でなく、自分の話ししているわけ。しかも、環境省で6回、7回来てはかっているわけだから、こうやって。こういうのもないでしょう。だから、解体しても基礎を撤去してはかったほうがいいですよ、安心して整地したほうがいいですよ。確かに今中尾次長が言ったように、私の場合は母屋を引っ張るか解体しないと下取れないから。だから、今のままで東京電力とも最終的に先週の金曜日に出たのが補償できない。なら自分で壊すか。壊して環境省で下取ってくれるか、そんなふうになっているのだ。私のところもリフォームみんな終わっているのだ。なら環境省で引き家を頼んで引っ張って、下取ってくれて戻してくれるのだから、困った、困ったでこのままぶん投げておくのか、どっちに当たっていいのか。俺は被害者なのだけれども、加害者は東京電力だから、言ったってそういうわけで最終結論が補償の糸口がありません。だから、きょう環境省に国として除染の部分、この作業するには、やってやれないことはないと思う。ただ、建物、上物はゆがんでしまうし、こういう場面が今後出てくるのだから、どうなのだって。俺は、このまま泣き寝入りして、住めない状態でごせやけごせやけ毎日富岡に来て、自宅を見ているしかないのか。

○議長（塚野芳美君） 中尾さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（中尾 豊君） かなり難しい案件であると承知してございますので、ちょっとどのような対応ができるか、またご相談させていただければと考えております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件1、除染及び建物解体工事の進捗並びに中間貯蔵施設への輸送及び特定廃棄物埋立処分事業についてを終わります。

ここで、環境省の職員の皆様にはご退席をいただきます。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時45分)

再 開 (午後 1時47分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

次に、付議事件2、富岡町借上げ型町営住宅条例等についての説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長(林 紀夫君) お疲れさまです。民間住宅を借り上げまして、町営住宅として運用する事業について説明をいたします。

この事業につきましては、移住、定住を促進するため、移住、定住を目指す方々などの初期段階における住宅確保に資することを目的として行おうとするものでございます。この事業を行うことのメリットは、当然のこと移住、定住を目指す方々へ早急に住宅提供のご案内ができるということございまして、また住宅提供の費用が建設型の公営住宅と比較して非常に低額であること、住宅の維持管理費が町に発生しないことなどと考えております。加えて、この事業の実施を通して公営住宅への入居需要も把握できるのではないかと期待しているところでございます。なお、現段階においては住戸タイプ3DKを24戸確保できる1棟の賃貸住宅を借り上げることとしておりまして、所有者、管理者とは本年4月から賃借することで基本的な協議が調っております。今後この住宅の借り上げにつきましては、本年4月から10年間の賃借、賃借開始から5年後に賃借料の見直しを協議することなどを盛り込んだ協定を締結し、この協定に基づき、賃貸借契約を締結してまいりたいと考えているところでございます。

事業の詳細、それから事業実施のための条例等については、坂本管財係長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長(塚野芳美君) 坂本係長。

○総務課管財係長(坂本功一君) では、私から事業概要について説明申し上げます。

まず、お手元の資料2-1をごらんください。目的につきましては、今ほど総務課長から説明のありましたとおりでございます。

2番目の事業内容でございますが、こちら資料に図が表示されております。左側の部分が町と住宅所有者、民間事業者との関係、右側が町と入居者との関係をあらわしております。町は、民間の事業者から町営住宅として転貸することを条件としまして、住宅の賃貸借契約を締結いたします。そのため使用構造物の修繕ですとか、管理といったことにつきましては、一般の賃貸借物件と同様に、建物

所有者でございます民間事業者が行いますので、町は民間事業者に対して賃料を支払うというものです。

次に、町と入居者との関係でございますが、町は今回民間から借り上げた住宅を町営住宅としまして、入居者の募集を行いまして、条例、規則で定めました期間の範囲内で入居許可を行い、入居者は町に家賃を支払うという流れとなります。

本件の制度の対象者としましては、町への移住、定住を希望する中堅所得階級のファミリー世帯を対象としております。

入居の期限は、最長で10年間。実際には5年間の契約期間としまして、1回限り更新はできるとした定期借家制度による賃貸借契約を考えております。

入居資格につきましては6点。1点目の同居親族、こちらはファミリー世帯を対象としておりますので、同居親族がいることを要件づけとするものです。2点目としまして、所得要件。こちらは、公営住宅法の規定によります政令月収、公営住宅ですと1分位から8分位まででありまして、4分位までが本来入居階層と呼ばれるものですが、こちらの5分位から8分位になります15万8,000円以上48万7,000円未満という所得を要件として規定しております。収入要件の考え方ですが、先ほども説明したとおり、公営住宅法の規定による本来入居階層は、政令月収15万8,000円以下となっていますので、本事業では公営住宅法による町営住宅には入居することができない中堅所得階層を対象としまして、似たような制度で特定優良賃貸住宅という制度がございますが、そちらと同じ所得階層を入居可能範囲として設定したものです。3点目でございます。こちらは、移住、定住を目的とするということで、町内に居住を希望し、かつ居住するための住宅を必要としている者であること、こちらを要件としております。当然町外からの移住希望者だけでなく、富岡町に住民票がおありであっても持ち家がなく、また町内に居住するための住宅を必要とする方も対象としております。4点目としまして、市町村税を滞納していないこと。5点目につきましては、過去に町営住宅に入居していた方につきましては、町営住宅使用料の未納がないこと。6点目としまして、暴力団員等でないこと。以上が本件制度の入居資格要件となります。

続きまして、家賃の設定につきましてでございます。資料の右のページになります。家賃の設定に際しましては、既存の町営住宅、また町内の民間賃貸住宅及び近隣自治体の特定優良賃貸住宅の物件の家賃等を勘案しまして、町独自家賃として家賃を算定しております。この資料の右上段の表に記載しておりますのが、参考に調査しました各住宅の家賃の状況です。例えば災害公営住宅の事例でございますと、左から2番目、緑色の部分ですが、曲田第1団地、こちらですと2LDKタイプの住宅でございますが、いわゆる政令月収15万8,000円、5分位の階層の方ですと、家賃月額は4万5,200円という算出になります。また、他自治体の事例、先ほど申し上げました特定優良賃貸住宅の事例でございますが、近隣、いわき市でございますが、愛宕団地という団地でございますが、平成6年建築の3LDKタイプの住宅、こちら一番右側の白い部分ですが、こちらですと5万2,000円という家賃で供

用しておるようでございます。町内の民間住宅の事例としましては、さまざまなタイプがあろうかと思いますが、近隣で旧雇用促進住宅の磐城富岡第二宿舍、こちらを民間事業者が取得しまして、リフォームを実施しまして、最近貸し出し始めたというところがございます。こちらの住宅、リフォームしまして、1LDKタイプでございますが、4万5,000円からという家賃を設定されておるようでございます。こういった近隣の家賃状況を勘案しまして、町の住宅として民業を圧迫することがないよう、また移住、定住の初期段階の支援と言えます事業目的を達成できるよう考えまして、家賃月額として4万5,000円という金額を設定したものです。

続きまして、6の敷金、共益費についてでございます。敷金につきましては、既存の町営住宅と同様の考え方としまして、家賃の2カ月分の金額を考えております。共益費につきましては、今回民間の賃貸住宅を転貸しての運用となりますので、本制度においては共益費は設定しないという考えでございます。

7番の連帯保証人につきましては、こちらにつきましても町営住宅、災害公営住宅と同じ取り扱いと考えております。すなわち、家賃債務の担保ができる1名を立ててもらおうということを考えております。連帯保証人を求めます理由としましては、家賃滞納の際の家賃債務の担保のほか、緊急連絡先ですとか、退去手続がなされずに放置動産等の問題があった際の対応と適正な管理のため、そういった連絡先、保証人が必要であろうということで、町営住宅、災害公営住宅と同様として設定したものです。

最後に、条例の整備でございます。こちら事業の対象者、目的、家賃の設定方法が、これまで説明申し上げましたとおり、既存の町営住宅と異なる部分がございますので、新規条例として整備するものでございます。

詳細につきましては、資料2-2をごらんください。第1条の目的から第3条、名称及び位置におきまして、事業目的及び借上げ型町営住宅の名称の規定を行っております。

資料の最後のページに別表第1が記載されております。こちら本件制度での運用を計画している住宅につきましては、名称を上町の町団地としております。位置は、富岡町大字小浜字中央466番地の1となります。戸数が24戸、住宅の建築年度は平成11年度でございます。こちら11年建築でございますので、新耐震基準に適合した住宅となっておりますので、耐震性も問題ないものと考えたところです。また、家賃としまして、先ほど説明しました月額4万5,000円と記載しております。

1ページに戻ります。第4条、第5条におきまして、募集方法に関することを規定しております。募集は公募によること。また、災害等により住宅が滅失した場合と目的外使用ができることを規定しております。

第6条につきましては、先ほど申し上げました定期借家制度、定期使用許可に関することを規定しております。借上げ型町営住宅につきましては、民間の住宅を借り上げて運用するものでございます。また、事業目的としまして、移住、定住の初期段階におきます居住の安定を図ることであること

でございますので、定期借家制度を適用することとしております。従前からの町営住宅ですとか、災害公営住宅につきましては、住宅困窮者の居住の安定を図ることを目的としておりますので、期限の定めがない借家契約でございます。こちらが定期借家制度による借上げ型町営住宅と既存の町営住宅との大きく異なる部分となっております。

第7条でございます。こちらでは、先ほど説明申し上げました入居資格要件の説明を規定しております。1号から6号まででございます。

第8条から第10条では、入居手続についての規定をしております。入居者の選考に関すること、また入居の手続に際して連帯保証人の連署する請書の提出、敷金の納付を規定しております。

第11条では、家賃につきまして別表第1に記載ということで、記載しております。先ほど説明したとおりでございます。

12条から14条では、家賃の徴収及び減免に関することを規定しております。

第15条では、敷金に関すること。条例上は、町営住宅条例と同じ形で3月分の家賃に相当する金額の範囲内において徴収することができるかと規定しておりますが、運用としましては先ほど説明申し上げましたとおり、2カ月分の金額を考えております。

第16条では、入居者の費用負担に関すること。入居に際して生じる電気料ですとか、上下水道料については、入居者の負担となるということを規定しております。

17条から22条、こちらでは入居者の保管義務と住宅入居に際しての条件を規定しております。同居承認、承継入居につきましては、町営住宅と同じ考え方となっております。

第23条、こちらでは町の明け渡し請求権についての規定となっております。1号では不正の行為による入居、2号では家賃を3月以上滞納したとき、3号では住宅または共同施設を故意に毀損した場合、4号は住宅の管理義務に違反した場合の規定となっております。いわゆる保管義務違反ですとか、許可された以外の者を入居させた場合など、条例の17条から21条に規定した規定に違反した場合を想定したものです。5号では暴力団員であることが判明した場合、6号では1号から5号のほか、著しい迷惑行為など住宅の管理上特に必要となる場合を規定しております。

第24条、こちらでは駐車場の使用資格についての規定となっております。

第25条は、町の立入検査に関する規定でございます。管理上必要がある場合においては、借上げ型住宅の立入検査ができることを規定しております。

第26条は、暴力団員該当性に係る管轄警察署長への意見聴取に関することを規定としております。

第27条におきましては、本条例に関して必要な事項、例えば入居申請に関する様式等につきまして規則で定めること、こちらを規定しております。

最後に、附則でございますが、この条例の施行につきましては、別に規則で定めた日から施行することとして規定しております。富岡町借上げ型町営住宅条例（案）につきましての説明は以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） まず、1点目は建物が平成11年ということで、新耐震だから大丈夫という話があったわけですがけれども、当然地震があった後ですので、新耐震だから大丈夫ということではなくて、現状、当然新耐震である程度の耐力を維持しているのはわかるのですけれども、地震の後、状況等どうなっているのかということの確認はされているのかということをして1点。

それから、家賃が4万5,000円で固定ということなのですからけれども、借上げが多分24戸一括で借り上げるのだと思うのですけれども、その間入居者がいなかったときの負担、それから4万5,000円の家賃を4万5,000円で借りるのかどうか、ちょっとそこ2つお願いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） まず、1点目の耐震、それから現状をどういうふうを確認したかというところでございます。説明の中でもありましたとおり、平成11年築でございますので、新耐震基準に基づいた建築であったということは、そのとおりでございます。それから、所有者、管理者において公共というか、市場に賃貸という形で住宅を提供しようということでリフォーム、その他清掃もかけて、その中で地震に対する評価をしているということでございますので、結果、大きな影響はなく、リフォーム等々で対応できたというところを確認しております。

それから、家賃についてでございますが、家賃については所有者、管理者が市場に賃貸住宅として提供しようとしたときの家賃については7万円でございます。7万円、24戸でございますので、年間約2,000万円を町が借りるという形になります。入居者については、住宅補助ではございませんが、提供しようとする価格に対して2万5,000円ほど低廉な形で提供できるといったようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） まず、構造的な話なのですけれども、貸すほうが貸す体制を整えたので、大丈夫だということ、民間であれば民間である程度大丈夫なのでしょうけれども、一応公営住宅として入れるのであれば、通常の役所側の状態と違うので、少なくともまず書類上で検査済証が発行されているのかとか、ないままに使うところはないのですけれども、やはり通常町でつくったときに必要とする書類は確実にきちっとやって、自分たちの目でもやはり建物の耐震上、言われたから安全だではなくて、町の建物をつくったときには町の監督員が必ず確認をするわけですから、最低限そういう確認はして、安全性とか、そういうものをきちっと確認した上で決めるということは必要なのかなと思いますので、ぜひその部分は必要なかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 前段で現地については、管財係長含め、我々確認はしておりまして、申

しわけないことですが、書類と言われた部分については、そこまでの確認はしておりませんので、契約までの間にしっかりと確認はしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 2点質問させてください。1点は、目的、町内の移住、定住なのですが、例えば大熊、双葉のように当分の間帰れないから、富岡でもいいかなんていう人は移住、定住でなければだめなのか、これが1点。

もう一点は、第17条の入居者の注意義務、万が一入居者の不注意で燃やしてしまったとか、そうなった場合に原形に復さなければならないという規定ありますけれども、原形に復す資産力があればいいのだけれども、資産力がなかった場合に、このイメージ図を見ると、民間事業者、貸し主は町へ求償権があって、その入居者に求償権はちょっとこの図で見る限り発生しなくて、結局町が板挟みになってしまうと思うのです。だから、入居要件の中に借家人賠償のようなものを加入させて、それで万が一2,000万円でも3,000万円でも滅失させた場合には、そういったものでカバーするというようにしておかなければ、町がちょっとかぶってしまうような図式になるので、その辺考えあるかどうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 1点目のご質問でございます。目的に移住、定住とあるので、移住、定住を目指さない方も入居できるのかというところ、はっきり移住、定住を目指しませんという形で入居はなかなかないものだと思っておりますが、この制度の中で移住、定住を目指す方々に提供するのはという目的はうたっているものの、例えば町民の方が各町営住宅、災害公営住宅と比較して、期間は短いけれども、自分の収入に対してこっちの家賃が低廉なので、選択としてこちらを選びます、それで入居しますということも可能でございますので、議員のお言葉をかりると、大熊町、双葉町の方々がもし入居したいのだということであれば、それは当然入居可能であると考えています。ただし、その場合については富岡町に住民登録をしていただく、当然町民であるからということでございます。我々が考える町税、その他についてもしっかりと納めていただくということが前提になろうかと。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○総務課管財係長（坂本功一君） では、2点目の17条の賠償責任に関することでございます。ご存じのとおり、火災等を起こした場合、失火法がございますので、故意、重過失以外については入居者が火災の責めを負うものはございません。また、町営住宅と同様に建物の本体の保険につきましては、建物所有者、民間の事業者が掛けて負担するという考えになります。ただし、火災保険につきましては、町では強制するものではございませんが、町営住宅と同様に入居者様がそれぞれ加入いただくと

というようなことを想定してございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 重過失という言葉が今出てきたのですけれども、私の記憶違いかもしれないのだけれども、例えば重過失というのは火をつけるとか、過失ではなくて故意、こういったものも含まれますけれども、刑事責任が問われるか、問われないか、民事責任は問われるのです。結局その不始末、ストーブの上に例えば洗濯物を干したとか、そういったときには過失だから、賠償義務がないのではなくて、刑事責任はこれにはならないけれども、民間の賠償責任は問われるのです。ですから、今県が借り上げ住宅で建物は大家が入っているのだけれども、家財にかけなさいと。家財に特約で借家賠をつけなさいというのは、そこなのです。町は、結局その事業者から私はあなたに貸したのだから、町が賠償してくださいと言われないうえにも入居者に家財プラス借家賠をつけさせないと、町が逃げられなくなってしまうのです。その辺少し研究してください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 大変ありがたいご提言とご意見いただきました。賃貸借に関する基本的な協議については、事業者の方と調ってはいるものの、細かい詰めというのが実はこの後になりますので、そのことについても、今ほどいただいたご意見についても、これからの協議の中でしっかり詰めてまいりたいと。条例については、定例会で議決いただきたいものでございますので、それまでの間にしっかりと協議し、解決していきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） この場所、上の町団地466-1というのは、中央から上に上がっていったところなのか、それとももとの東京電力の家族寮なのか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議員おっしゃったとおりのことございまして、場所を詳しく申し上げますと、桜風寮の西側になります。済みません。事業者の方のお名前を出してしまって大変恐縮なのですが、現在東双不動産が所有し、東双不動産管理が管理しているといった物件でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件2、富岡町借上げ型町営住宅条例等についてを終わります。

25分まで休議いたします。

休 議 (午後 2時13分)

再 開 (午後 2時25分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

次に、付議事件3、富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成31年度の町税等の減免に関する条例についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長(小林元一君) それでは、付議事件3……

○議長(塚野芳美君) 説明は、着座のままで結構です。

○税務課長(小林元一君) はい。条例案につきましてご説明させていただきたいと思います。初めに3-1におきまして概要を、次に3-2におきまして条例案をご説明申し上げます。

それでは、資料3-1をごらんください。前回12月の全員協議会でもご説明いたしましたが、町税等の減免につきましては、東日本大震災及び原子力災害の避難を受けた町民の避難生活での負担を軽減し、生活再建に寄与すべく減免条例を制定し、平成23年度より実施しております。その減収分の補填財源は、国からの震災復興特別交付税で支援を受けておりますが、国においては町の施策で減免している住民税や避難指示が解除された区域の固定資産税2分の1の課税分などの補填に対しまして、国の財源を当てに減免を行わないよう指摘されており、確実に財源が補填されるか不透明な状況であります。来年度以降も減免を継続し、国からの補填がなされない場合、町の財源に不足が生じますので、町税等の減免措置を見直すものでございます。

初めに、1の住民税につきましては、本年度まで所得に応じ、減免を行ってりましたが、通常課税といたします。

次に、2の土地及び建物の固定資産税につきましては、本年度までは全額課税免除としていたしましたが、避難指示が解除された区域においては2分の1の減額課税となります。なお、避難指示区域は全額課税免除が継続されます。

次に、解体申し出家屋につきましては、環境省による建物解体が賦課期日までに完了しないものが多く残ることから、避難指示解除区域において平成30年12月末日までに解体の申し込みを受理され、平成31年12月末日までに解体された建物につきましては、条例に基づき、課税免除といたします。

次に、償却資産税につきましては、震災などの影響により使用ができない状況にあるものは、申請により減免といたします。

次に、3の軽自動車税につきましては、避難指示区域内に放置され、震災などの影響により使用できない状況にあるものは、申請により減免といたします。

次に、4の固定資産税と5の介護保険料につきましては、先日国からの財政支援の延長の通知があり、引き続き今年度と同様に減免が継続されます。ただし、避難指示解除区域の方で上位所得世帯及

び上位所得者の方は通常課税となります。

次に、2ページの3-2の条例(案)をごらんください。第1条につきましては本条例の趣旨を定めており、第2条においては用語の意味を定義しております。

第3条におきましては、固定資産税の減免規定であり、第1号においては償却資産についての減免、第2号においては環境省による解体家屋についての減免を規定するものです。

次に、第4条につきましては軽自動車税の減免を規定しております。

第5条につきましては、国民健康保険税の減免を規定するもので、次のページの第1項第1号では避難指示解除準備区域、居住制限区域であった世帯及び帰還困難区域世帯に対する規定でございます。第2号は、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点であった世帯に対するものでございます。

第2項につきましては保険税減免の適用期間を、第3項は資格取得がおくれた場合の取り扱い、第4項は所得の更正等により保険税の変更があった場合の取り扱いに対するものでございます。

次に、第6条につきましては介護保険料の減免を規定するもので、国民健康保険税の減免内容と同様でありまして、保険税を保険料、世帯を被保険者に基準所得額を合算した額600万円を個人の合計所得金額が633万円と読みかえるものでございます。

7条につきましては、この条例の施行に関する委任規定であり、附則といたしまして、施行日を平成31年4月1日とするものでございます。以上が条例案の説明となります。

なお、本条例案につきましては3月定例議会に上程いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長(塚野芳美君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質疑なしということで、質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件3、富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成31年度の町税等の減免に関する条例についてを終わります。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時31分)

再 開 (午後 2時32分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

次に、付議事件4、特定復興再生拠点区域における先行解除の範囲(案)についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長(原田徳仁君) それでは、お手元にあります資料ナンバー4、特定復興再生拠点区域に

おける先行解除の範囲（案）についてに基づいて説明させていただきます。説明は、着座してさせていただきますので、ご容赦ください。

先行解除の範囲につきましては、昨年3月に国に認可を受けました特定復興再生拠点区域復興再生計画の避難指示解除の目標として、2019年度末のJR常磐線再開通予定に合わせ、JR常磐線の鉄道施設区域及びJR夜ノ森駅へのアクセス道路など駅周辺の一部の避難指示解除を目指すとして明記し、議会にもご確認をいただいたところでございます。ご確認をいただいた際には、先行解除の範囲を早目に提示すること、夜ノ森駅を通過駅としないことなどのご意見を伺ったところではございますが、今般特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた政府方針が示されたこと、またJR常磐線再開通予定の約1年前となったことを受け、現時点における町執行部案を提示させていただきました。本日は、町執行部案に対するご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

説明につきましては、畠山補佐が説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○企画課課長補佐兼広報広聴係長（畠山信也君） それでは、私から説明させていただきます。

まず、資料左上の1の欄でございますけれども、冒頭課長挨拶でも申し上げましたが、昨年3月9日に内閣総理大臣の認定を受けました富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画には、特定復興再生拠点区域は2023年春ごろの避難指示解除を目指すこと。そして、2020年3月ごろのJR常磐線の全線再開通に合わせ、鉄道施設区域とJR夜ノ森駅へのアクセス道路など、駅周辺の一部の避難指示の解除を目指すとして明記してございます。

次に、2、政府方針の欄につきましては、2月6日の全員協議会におきまして国から説明がありましたが、その内容を抜粋して記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、3、先行解除の範囲設定にあたっての検討項目をごらんください。先行解除の範囲を設定するに当たりまして、町としましては3つの視点で検討を重ねました。まず、(1)の避難指示解除の3要件が満たされていることが必要であることについてですが、括弧内にあります3つの項目が先行解除となる今から1年後の時期には想定しにくいと考えてございます。

次に、(2)ですが、町は帰還困難区域全域の再生を段階的に進めるために特定復興再生拠点区域を設定しましたが、結果としてこれにより帰還困難区域を2分割することとなりました。先行解除区域をエリアとして設定するとなると、帰還困難区域を3つに分けてしまうこととなってしまいます。

最後に、(3)、発生の直後から浜通りの自治体は声をそろえてJR常磐線全線再開通を国に要望し、復興再生計画にもJR夜ノ森駅周辺の一部先行解除を明記してございます。

この3つの視点から、先行解除する範囲は必要最小限としたいと考え、右側にあります4、先行解除（案）の欄のとおり、JR常磐線の鉄道施設区域と夜ノ森駅へのアクセス道路として夜の森区画街路13号線と34号線の道路のみとしたいと考えております。具体的には、右の地図上で赤く着色した道路になります。この先行解除に伴いまして、バリケードの移設、新設、撤去が発生します。地図上の

上の部分に①とありますが、一橋ゲートでございしますが、解除案の道路を通行できるよう、その道路の東側まで移設します。これに伴いまして、西から一橋を通過したときに北へ向かう道路と解除案の道路から東に向かうそれぞれの道路にバリケードを新設いたします。それから、地図の下の部分でございしますが、②のゲートは通行できるよう撤去し、③のゲートはそのまま維持となります。また、解除案の道路上にある住宅には防犯のためにバリケードを設置するよう国と協議をしてまいりたいと考えております。今回の先行解除（案）には、夜の森桜通り線などの夜ノ森駅から国道6号に向かう道路は含まず、現在特別通過交通となっている県道36号を国道6号へのアクセスとするものでございます。それから、自動車を使って夜ノ森駅を利用する方も想定されますので、既存の夜ノ森駅駐車場の利用を可能にしたいと考えております。なお、資料に記載してございませんが、現在特別通過交通となっております国道6号及び県道36号の解除につきましては大熊町、双葉町と足並みをそろえることとし、国や両町と協議をしていきます。

最後になりますが、今後のスケジュールを申し上げます。まず、国の予定です。国は、JR常磐線全線再開通に係る双葉町、大熊町、そして当町の3町との協議を重ね、ことしの夏ごろには各町で先行解除の際の運用方針を決定し、2020年3月までにバリケード移設などの作業を行う予定です。

続きまして、町の予定です。本日議員各位から伺うご意見の内容をもとに関係機関との協議を行い、4月中旬に改めて議会に説明をさせていただき、行政区長会などでも同様の説明をしたいと考えてございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 内容を理解しましたし、考えもわかるのですけれども、ここの道的にはちょっと狭いかなというところがあって、そんなに多くの交通量があるとは思ってはいませんが、交差するのにもちょっと狭いような場所もあるので、そのあたり検討の中でどういった整理をされたのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 道路の幅員についてご質問いただきました。検討する過程におきまして、この道路より1本東側の道路ということも含めて検討に入っていたのですが、今般先行解除、いわゆる避難指示解除となれば、その道路だけと限らず、その民地もバリケードで囲むようなことになってしまうということになれば、今般案として提示させていただきました道路が一番適切ではないかという結論に至ったところでございます。なお、交差するのがなかなか難しいのではないかと、幅員狭いのではないかとという点もありますが、ここにつきましては注意喚起等々についてしっかりと努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 言っていることは理解できますし、わかるのですけれども、やはりバリケードなんかという処理はこちらでやるものではないかなと思っておりまして、ここを最終的に選択するに当たっても非常に狭小部とか曲がり角が多かったりするところは、何か修繕になったり、考えたほうがいいのかと思うのですけれども、そのあたりの考えはあるのかどうか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ただいまご意見いただいた点につきましては、まだ範囲の中で詰めている段階でありまして、道路の改修なり等々についてはまだ議論に至っていないところが現実でございます。範囲が決まる中でも道路管理関係になりますと、復旧課となりますが、そちらともちょっと協力しながら、その部分については解除に向けてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） この道路狭いというのはいいのだけれども、この道路の車両、規制かけるのか。大型通行どめだとか、わかりやすく言えば。

あとは、2番、ここにバリケードはありますか。しかも、ここ鋭角だし、道路状況をわかって選定している割には、大型規制かけて乗用車だけの交差だって簡単じゃないのに、大型が入ってくるようになったのではとんでもなくなるし、角々みんな、特にこの2番の角なんかは大型真っ直ぐ行くのならいいけれども、曲がるはめになったら曲がられない。行って見ているから、わかると思うけれども。2番にバリケードないと思ったのだけれども、あるの、これ。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、車両の規制をかけるかという点につきましては、かける考えはございません。一般の道路という形になりますので、その規制は考えてございません。

それから、バリケードの設置関係につきましては、②番については既存のバリケードがございます。

それから、鋭角がゆえに大型車両が曲がれるかという点については、ちょっと再度各現場を確認させていただきたいなと思っておりますが、私どもではここは曲がれるという判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 同じ質問だけれども、まず②番のバリケードはないから。何見てきて明記しているのかわからないけれども。そして、大型を通過させるのなら俺は大反対だ。事故のもとだ。大型と乗用車なんかすれ違えないから。ちゃんと確認してきての提示なら構わないけれども、後で謝るようなら、こんなの持ってこないでくれ。ちなみに、この2番の角、俺の実家だから。こんなところ大型なんか回れない。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、②番について訂正させていただきたいと思います。

こちらではなくて、もうちょっと北側というか、夜ノ森駅側に設置しているということなので、こちらの図面を修正方訂正し、おわびさせていただきたいと思います。

それから、今ほどご意見いただきました大型通行を可とすることはちょっとということもあり、確かに大型同士での通行は無理なのは十分承知してございますので、こちらの点についてはちょっとご意見いただきつつ、また検討に入らせていただきたいと思います。議会のご意見として承りたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） とにかく各原課そうだけれども、出してくるとき、ちゃんと間違いのない確認してからやってくれ。この3番のところは、カメラついているわけだし、そして2番の位置はもっと線路側に行って南から入っていけば、言っては悪いけれども、総務課長の手前のところを曲がるのだから、ここだって大型なんか曲がれないから、みんな民地を壊して歩くようになりますよ。ましてや直線コースだって大型と乗用車すれ違えないから。こんなところ大型規制かけないで通すって何考えているのだ。現場見ていない、職務怠慢だ、そんなもの。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、図面等の作成に当たり、不備があったことをおわび申し上げます。

また、大型車両等々についてもご意見等を賜りましたので、再度現場を確認し、対応させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 （午後 2時43分）

再 開 （午後 2時44分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

そのほかございますか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） この道路なのですけれども、歩行者も駅まで行くことができるのですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 避難指示解除となりますので、歩行者も可能となっております。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） そうすると、この道も細いということで、角もきついということもあって、歩道もないわけですね。そうすると、歩行者にとってはちょっと危険ではないかと思うのですけれども、その辺の対策は何かあるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 先ほど来道路の狭小部分、それから幅員等々についてご意見等賜っておりますので、しっかりとその点については検討させていただきますが、現時点で歩行者の安全対策というのは持ち合わせていないという部分がございますので、ちょっとしっかり検討させていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） その辺もしっかりとやはり歩行者も通れるということであれば対策を練って、また後ほどその対策を出していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご意見等についての対策について、しっかりと町としても検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今回の案は、最小限度にとどめてきたということなのでしょうけれども、復興拠点整備が始まって状況が大きく変わってきたのだと思うのですが、本来困難区域に指定したときには部分解除はないよということで進んできたのが、駅の運用に当たって大きく変わってきたのだと思うのですが、今の議論を聞いてみると、バリケード環境を最小限にとどめる場所を選定したのだと思うのだけれども、大型車両とか歩道とか、いろんな部分で考えていくと、この道路では余り無理があり過ぎると。そうした場合に桜通りを真っ直ぐ行って、5差路から駅に向かっていくのが一番安全、なおかつ利便性がいい道路なのかなと思うのですが、町にとっては何らマイナスがないと思うのです。バリケードとか、そういうのは全部国の機関でやるのでしょうかから、何でそういう方法をとらなかつたのか。本来であれば、今私が言った道路から南は先行解除してもいい地区になろうかなと思うのです。あの地区を先行解除してくれば、あの地区で商売を始めたいという人も私の聞いている中では1件はいるのです。ただ、先行解除した場合に、先行解除して2年たちましたから、もう震災前の状況に戻しますよなんて今の解除地区みたいに環境省から投げられるようなことがあれば、絶対解除すべきではないとこの間も言いましたけれども、その辺のやりとりをもう少し柔軟に詰めてほしいのです。こんな一番通りづらいところを解除して通そうなんて、これ通すのだったら別に通さないで、橋上駅ができれば、西駐車場を早く急いでやれば十分対応できると思うのです。夜ノ森駅からの乗客の乗り降りのことを考えれば、そんなに多い人数は乗り降りしないと思うのです。だから、解除するのであれば、もう少し安全性を考えて今後国と協議していただきたい。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○企画課課長補佐兼広報広聴係長（畠山信也君） ご意見ありがとうございます。まず、桜通りにつきましては町の中でも検討の一つとしては考えました。その中で現在帰還困難区域内で窃盗、盗難が

多発しているということもありまして、バリケードは張らなければならないかなと考えます。そうすると、町民の心の支えとなっております桜通りにバリケードを張ることもどうなのかなということから、今回は町としてこのような案とさせていただきます。一方で、議員のおっしゃること、議会のご指摘はもっともでございますので、再度町として考えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、冒頭に三男議員から部分解除はなかったのではないかという話がありましたが、そちらは誤解をちょっと招いているかと思っておりますので、訂正させていただきたいと思っております。

まず、計画を出した際にも、町も24年の3月には国、それからJRに対しても要望活動させていただき、全線開通と言っている以上、その駅は全線開通に合わせなければいけないということもありますので、先行解除はそちらをエリアに含めていたということでございます。

それから、畠山補佐の話もありますが、仮に今の図に書いてある赤線から東側に1本もしくは2本ぐらい行きますと、今度その間に挟まれている民地という部分があり、その防犯関係のことを含めると、バリケード自体は国で設置することになりますが、ちょっと囲われているような形になるかなと考えてございます。加えて、その民地も避難指示解除を目指していくとなれば、やはり3分割されて戻りたいと願っている方にとっては光になるかもしれませんが、一方でそうではない方も多数いらっしゃるということは意向調査等々でも把握してございますので、そこら辺を十分把握した範囲という形で設定をさせていただいたところでございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 理解はします。ただ、理解はしますけれども、解除するルート、これはちょっと無理があると思っておりますので、再度詰めていただきたいのです。桜通りに持って行って、年に1回咲く桜のためにバリケードがあれば、ちょっと気分的によくないというのであれば、今赤線が引いてある③の道路を真っ直ぐ行けばいいわけですから、そういう案も一つの案で捉えていただきたいなと。後で事故が起きてからどうのこうのって騒いでも取り返しつきませんので。正直言って、今の町の案で言わせてもらえば、もうあける必要のないような道路の仕様になってくるのかなと思っております。どう思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 先ほど来交通の安全面という視点と、利便性よりもそちらを重視すべきというご意見いただいております。こちらにつきましては、今回町執行部案として提示をさせていただいたところではありますが、安全面もしかり防犯、それから国が施政方針でもありました放射線防護等々もありますので、そこら辺もちょっと加味しながら、こちらの町案を再度検討させていただきたいと思っております。

なお、補佐にも今後のスケジュールという話をさせていただいたところでございますが、今回初めてこの案を提示させていただいたところでございます。再度町執行部内で協議を詰めて、また4月にはご相談をさせていただくことがあるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件4、特定復興再生拠点区域における先行解除の範囲（案）についてを終わります。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 （午後 2時52分）

再 開 （午後 2時53分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件5、地域交流館整備事業についての説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） それでは、地域交流館整備事業についてご説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

地域交流館整備事業につきましては、昨年の3月に議会の皆様のご同意をいただいて契約の締結を行ったところでございますが、なおその契約に基づき、事業推進を図る中で、建物の躯体の一部に建築基準法の不適合のふぐあいが発生したことが確認されたことから、所有者との間で建物の是正工事等を含め、いろいろと協議を重ねてまいりました。このほど建物の今後の対応について所有者のご理解をいただいたことから、議員の皆様にご説明をさせていただきたいということで今回この場を設定させていただきました。内容につきましては、これまでの経緯と今後の手続に関して考え方を説明させていただく考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、説明につきましては門馬商工係長から説明をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○産業振興課商工係長（門馬 健君） よろしくお願ひいたします。

地域交流館整備事業につきまして、説明させていただきます。まず、事業が大変おくれしておりますこと、また建物の状況について議員の皆様へのご報告が遅くなりましたことについて、おわび申し上げる次第でございます。

資料をごらんください。事業概要と前年度までの経緯についてでございますが、平成29年度、地域

交流館として子供の遊び場を整備するという目的でさくらモール北側の隣接の物件を整備用地と選定いたしまして、昨年3月の議会で契約、締結を議員の皆様にご同意いただいたところでございます。契約の内容といたしましては、現契約内容とさせていただきますとおり、図の黄色く塗らせていただいた土地の購入、約7,800万円と緑色の、これが建物の形状なのですけれども、建物及び建物の底地の購入での4,229万8,000円という2本の契約になってございます。今回ご説明申し上げますのは、後者の建物及び底地の購入についてでございます。町としましては、福島県の検査済証があるというところから、通常で使用できる物件であるという前提で物件購入の契約を締結したというのが前年度までの流れでございます。

そして、平成30年度の動きでございますが、本年度に入りまして、建物の安全性について念には念を入れて確かめるというところで官民合同チームの専門家派遣制度を活用しまして、詳しい調査をさせていただきました。その中で昨年7月、建物の超音波検査というのを行いましたところ、溶接のふぐあいが可能性として発覚しまして、その後もろもろ詳しく調査したところ、溶接ふぐあいによる現行法不適合というのが確認されました。建物がそのままの状態で使用できない見込みとなりましたので、町の顧問弁護士及び不動産鑑定士に今後の手続を相談させていただきましたところ、建物は溶接ふぐあいがあっても市場価値はあるというところから、現契約額から是正工事に相当する額を減額して再度契約するというのが一般的であるという助言を頂戴いたしました。さらに、行政手続の確認といたしまして、既存建物に福島県の検査済証が交付されておりますので、今後どのように手続をとっていくのかという相談を始めた中で急ぎ地権者に再交渉を申し入れまして、交渉に入らせていただきました。交渉を進めながら、同時並行で事業計画自体もきちんと見直しを図るということを進めておりまして、安全性などを総合的に勘案いたしまして、既存建物の改修利用から建物の新築というところで対応方針を転換させていただきました。その流れで建物の除却も含めて地権者との交渉を重ねさせていただきました。ことし2月に入りまして、中旬ごろになるのですが、今の現契約額から是正工事に要する相当額を減額することで地権者の合意をいただきました。さらに、地権者としては既存の建物に愛着はあるというお話はありましたが、安全性等々を考えまして、既存の建物を地権者にみずから除却していただきまして、土地のみを町に引き渡していただき、それに対して税抜き3,700万円の建物購入費から是正費用約1,360万円を減額し、約2,340万円を移転補償費として支払うことで合意をいただいたという状況でございます。結果として、当初見込んでおりました不動産購入費から約1,660万円ほどが減じた額での交渉決着となりました。

そこで、今後についてでございますが、3月定例会に移転補償費2,340万円及び建物、底地の不動産購入費235万8,000円を補正予算として計上させていただきました。それを認めていただければ新年度以降子育て支援の観点から健康福祉課を中心に基本実施設計業務を進めまして、工事発注に向けた準備を31年度整えたいと考えてございます。

なお、財源につきましては、本事業全体の不動産購入は再エネ復興まちづくり基金を活用させてい

ただいております。契約の再締結に伴いまして、生じた減額分というのは、今後基金に戻し入れさせていただくというところで考えてございます。基本実施設計の委託費及び工事費に関しましては、福島再生加速化交付金の活用に向けて復興庁と調整を進めている状況でございます。町の一般財源の持ち出しをできる限り抑えて事業実施していきたいと考えてございますので、ご理解いただければと思います。事業の必要性というのは相当あると考えてございますので、今後ともご指導方いただければと思います。

最後に、用地交渉に伴う事業の遅延と議員の皆様へのご報告が遅くなってしまったこと、改めておわび申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件5、地域交流館整備事業についてを終わります。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 （午後 3時00分）

再 開 （午後 3時01分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件6、共生型サポート拠点（仮称）整備事業についての説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） では、皆様、私ども健康福祉課からは全員協議会資料6に基づきまして、（仮称）共生型サポート拠点の整備についてご説明いたします。よろしく願いいたします。

本日の説明につきましては、12月の委員会におきまして、ことし3月までに整備場所についてお示しするというお話をしたことにより、本日お時間をとっていただいたものでございます。まず、結論から申し上げますと、整備場所につきましては富岡第二小学校敷地の一部を活用したいと考えておりまして、スケジュールにつきましては平成33年度中の開所を目指して整備してまいりたいと考えておるところでございます。

詳細につきましては、安藤介護保険係長からさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○健康福祉課介護保険係長（安藤 崇君） それでは、資料ナンバー6、共生型サポート拠点（仮称）の整備についてに基づき、説明申し上げます。

まず、改めまして、共生型サポート拠点といいますのは、資料の左上でございますが、特別養護老

人ホーム（地域密着型）とトータルサポートセンターを併設した共生型サポート拠点を平成33年度中の開所を目指し、整備するものでございます。

施設イメージといたしましては、資料の右側でございますが、建物が2つ並んでおりますけれども、まず介護予防施設を中心とするサポートセンターと特別養護老人ホームの施設となる介護施設を併設させたイメージを今後整備の中で組み入れてまいりたいと考えております。以下、説明につきましては概要とスケジュールを申し上げます。

概要でございます。整備目的につきましては、町民の健康増進及び福利向上を図り、安心して町内で生活することができるよう、さまざまな福祉、介護サービスにより支援していく地域の拠点を整備することを目的としております。

利用者の方でございますが、全町民の方を対象とするものの、主に65歳以上の高齢者の方の利用を想定しておるものです。

開所時期でございますが、こちらは冒頭申し上げましたとおり、33年度中の開所を目指すものです。

整備場所でございますが、こちらは町立富岡第二小学校の敷地の一部を活用してまいります。

施設の整備施設につきましては、こちらは大きく2つございまして、特別養護老人ホーム（地域密着型）、定員29名型の施設でございます。2つ目がトータルサポートセンターでございます。

整備面積でございますが、現在のあくまで想定でございますけれども、5,000平米を想定しております。内訳につきましては、特別養護老人ホーム（地域密着型）がおおよそ3,000平米、トータルサポートセンターを2,000平米と現在想定しておるものです。

運営形態につきましては、公設民営型を予定しております。

整備機能につきましては、大きく4つございまして、福祉、介護機能、介護予防機能、防災機能でございます。こちらには、福祉避難所としての機能も持ち合わせたいと考えております。最後が皆さんが集う交流サロンの機能を持たせてまいりたいと考えております。

最後、財源でございますが、ただいまこちら精査中でございますけれども、福島再生加速化交付金または福島県地域医療介護総合確保基金事業を今後活用してまいりたいと想定しております。

続きまして、スケジュールでございます。まずは、31年度につきましては今後発足予定となります外部検討委員会を中心とした設置機能等の検討を次年度してまいります。32年度につきましては、基本、実施設計を行いまして、33年度中に建設工事を着手の上、年度内中に開所を目指してまいりたいと考えております。私からは、当事業につきましては概要スケジュールを説明させていただきました。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 誰が答弁するか、できれば町長の考え方を教えてもらいたいものだけれども、

町立富岡第二小学校の今後のあり方、何でかというところ、ここに出てくる5反歩、5,000平米からどの場所に建てるのかわからないけれども、今の建物を全部取り壊して高いところに建てるのか。残してグラウンドの低いところに建てるのか。また、西側にプールとか撤去して、体育館も使えるようにしながら、寄せて使うのか。ちょっとここら辺全然わからない状態で事が出てきても困るのだ。そこから辺事業計画、二小のあり方関係から踏まえてどうなっているのだから教えてください。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） それでは初めに、第二小学校の話が出ましたので、これからの学校のあり方について、これまでの検討、経過について若干説明させていただきます。

28年に第1回目の総合協議会を皮切りにこれまで計5回、そして定例の教育委員会の中でこれからの富岡町の学校のあり方について、これまで協議してまいりました。今般さきの総合教育会議の折には、平成34年3月に三春校が閉校しますので、その後の富岡町内の学校のあり方について協議し、町長に上申するとともに、ご確認いただいたものが次の内容であります。まず、三春校閉校後については、富岡町内の学校については1カ所で運営を維持したいと。これまでのように1カ所で維持したい。富岡一中以外の3校については、学校機能としての役割は残さない、この2点について町長に申し上げ、確認いただいたところであります。その後については、また今後協議していくべきものが含まれておりますので、それは話し合いが進んだ中で説明申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） では、二小の敷地について私からお答え申し上げます。

まず、二小の建物につきましては、まず解体を考えておまして、今健康福祉課においては、この共生型サポート拠点につきましては二小の敷地内全てを捉え、その一部で建物等の構築をしてまいりたいと考えているところでございます。また、お話にありましたその他の土地につきましては、こちらの拠点の整備後は将来のニーズに応じた魅力ある利活用ができると思っておりますので、庁内も含め、または来年度は検討委員会も立ち上げますので、そこで十分協議をして方向性を定めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） こういう状態だから、いろんな考え方とか、いろんな模索も必要だと思うのだけれども、できればこういうことは事前に議会に提示してかかってくれないか。ここに来てこれが出てきたから、どうなっているのだから確認はとれるけれども、地域住民の考え方も俺はあると思うのだ。前に誰か議員の一般質問の中で二中関係の話も出たと思うのだけれども、やはり執行部ではそういう考えを持って残された生き残り作戦で学校施設とか公的な施設を利活用してどうのこうのというときは事前に言ってくれないか。ぼんと出してきて、やはりこの中だって二小の出身者もいれば、いろいろ思い入れあると思う、俺。その点どこまでどういうふうに残すのだから、何なんだか、事前、事前に話し合っただけでやっってもらわないと、委員会を立ち上げてどうのこうのもいいけれども、議会の承

認をもらう部分になったときに前後して出してきたら、否決もあるのではないのか。ちょっとよく考えてやってくれ。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） 今回の共生型サポート拠点につきましては、私ども町ではなるべく農地転用等を起こさないように町の土地の活用を行いたいという視点からまず話を進めてまいりました。そのときに、今議員がおっしゃったとおり、事前から議員の皆様にお示しをしなかったことについては大変申しわけなく思っているところでございます。

あと、話が繰り返しになりますが、今まで学校施設として大切に使ってきた二小の敷地につきましては、もし皆様方にご理解をいただいた場合は福祉の復興拠点としまして、有効活用を考えてまいりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） 二小、二中、また富岡第一小学校の校舎についての思い入れについては、十分に私たちも、教育委員会としても感じ取ってはおります。今富岡町で今後の子育てを考えたときにどういうものが必要かということについて、私たちは最優先に考えさせていただきました。今後富岡町の中で若い人たちが生活していける、また子育てできる環境をまず優先できればなということで考えておりました。その場合に学校を分散させた場合にごく小規模校、また試算では1学年1人の学級が4クラスもできてしまうという状況があったものですから、そういうことを考えて今般町長には三春校閉校後はしばらく1カ所で集約していきたいと。当然そのほかの3校についてはどうなのかという話もありましたが、震災後、今8年が過ぎ、子供たちの数が十分に戻ってくるまでにはまだまだ時間がかかるだろうと思っております。その間を考えると、もとの学校を改修して子供たちに学ばせる環境かどうかと考えた場合に、その際にはやはり新しい学校をつくるほうが子供たちにとって学ぶ環境としてはいいのではないかとということで、今般3つの学校については学校の機能を残さないという、そういう表現で報告させていただきました。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） それはそれで構わないのだ。私が言っているのは、何で事前に議会なら議会に言ってよこさないのだからって言っているの。富岡川から南側は低線量だから、弱い子供らを集めて一小さい一中を拠点にするならするでいいの。北側の二小は、老人、医療関係でこういうふうにしたいたいというなら、したいでいいの。二中は二中でいいのだ。何か隠してやられているみたいだし、こういう文教関係の施設というのは思いがあるのだ。ちょっとここら辺よく考えて進めてもらいたい。やることは、いいことだ。戻ってきて、老人にしても、子供らにしても、何の施設にしても、こうやって富岡町に依存したいというのはいいことだ。これらに反対しているわけでない。やり方だ。

以上。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） まずは、ご指摘のように、事前に議会にご相談がなかったということについては、その場面をつくれなかったということについては大変反省しているところでございます。今回のことにつきましては、地域のコミュニティーの拠点であった学校ということが機能を戻さないということでございますので、それを踏まえて新たにコミュニティーの核となるものの施設という考え方からのことと理解をいただくようお願いしまして、加えて、重ねてになりますが、このことについて議会の皆様へご説明する、それからご報告をするという場面をつくれなかった、つくらなかったことについては反省しておりますので、謝罪を申し上げたいと思います。申しわけございません。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の点は、十分私も反省しております。そういう中であって、今回学校施設の中で半壊等に至らなかった部分という施設は、第二小学校の体育館、それから第一中学校の体育館ですか、これらが半壊等にならなかったもので、この第二中学校の体育館をそれでは将来的に地域のコミュニティーはもちろん、それから有事の際の避難場所と位置づけてこれらを改修しようという話をしてまいりました。そういう中で今回これらのトータルサポートセンターでございますが、考えたときに農地等々の新たな土地を求めるということではなくて、町の施設をそれでは有効に活用できないかというようなことを原点に考え、ここに至ったわけですが、これから31年度、新年度にこれらのきちっとした形、そして33年度には開所ということで、まだまだこれらについては時間がかかるものでございますから、その都度議員の皆さんにもご理解をいただけるような説明の方法、あるいはそういう説明の機会を求めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件6、共生型サポート拠点（仮称）整備事業についてを終わります。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 （午後 3時19分）

再 開 （午後 3時20分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、その他に入ります。特定復興再生拠点区域内の上下水道施設使用再開目標時期の設定についての説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 特定復興再生拠点区域内の上下水道施設使用再開目標時期の設定について、双葉地方水道企業団と協議等を行いまして、再開時期の目標を設定したものでございます。

この件につきましては、大森課長補佐より内容についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○復旧課課長補佐（大森研一君） それでは、私からご説明させていただきます。

震災以降町内における上下水道の使用再開時期につきましては、町で設定して公表してまいりましたので、特定復興再生拠点区域内についても使用再開目標時期を関係機関と協議し、このたび設定させていただきました。上下水道施設使用再開目標時期の設定という表題の資料をごらんください。A3縦の資料で、赤い太枠で囲まれたのが特定復興再生拠点区域となっています。JR夜ノ森駅を含む緑色で着色した箇所を2019年10月から使用できるよう目標を設定しています。以降夜の森公園を含む黄色着色部を2020年1月から、桜1丁目、2丁目を含む青色着色部を2020年7月から、つつみ公園から南側を2020年10月から、大平、川田、市ノ沢のオレンジ色着色部を2021年1月から、国道より西側となる新夜ノ森のピンク色着色部を2021年4月から、国道より東側の新夜ノ森黄緑着色部を2021年10月からとして目標を設定しています。使用再開時期の設定は、あくまでも目標であり、現地作業の状況により使用再開時期が前後することがあることをご了承願います。

特定復興再生拠点区域を除く帰還困難区域につきましては、現段階では除染の計画がないことから、上下水道の使用再開目標を設定することはできませんでした。

上水道及び下水道施設がない箇所において、着色している箇所があります。こちらにつきましては、使用再開目標時期としてある程度の範囲を設定していることから、このような表現になっていることをご了承願います。

使用再開時期の設定といたしまして、上水道の漏水調査を実施する順番と震災前に建物が多く張りついていた箇所を優先として設定しております。目標範囲を設定する都合上、道路で分けることがわかりやすいと判断し、色分けをしてございます。この図の道路の反対側においても使用再開が可能であることもあるので、以前に使用再開時期を設定した区域と同様に、詳細につきましては問い合わせをいただき、回答していく予定でございます。この内容につきましては、広報及びインターネットにて公表し、その都度更新して住民の皆様にご周知していく予定でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

以上をもちまして、その他の特定復興再生拠点区域内の上下水道施設使用再開目標時期の設定についてを終わります。

そのほか執行部からございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 議員からその他ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。

閉 会 （午後 3時25分）